

第1回 垂水市総合開発審議会 会議録

1.	日 時	：	令和 4 年 8 月 31 日（水）13：30 ～ 14：20
2.	場 所	：	垂水市市民館 1 階 大ホール
3.	会 次 第	：	1 開 会 2 委嘱状交付 3 委員紹介 4 市長あいさつ 5 会長及び副会長の選任 6 諮問 7 審議 (1) 垂水市総合開発審議会の役割について（報告） (2) 第5次垂水市総合計画期間の変更について (3) その他 8 閉 会
4.	出席者	：	・佐野 雅昭 委員 ・小栗 有子 委員 ・片野田 拓洋 委員 ・杉元 浩一 委員 ・川崎 あさ子 委員 ・森 真由美 委員 ・川筋 貴子 委員 ・宮下 直弥 委員 ・森 千秋 委員 ・川井田 守 委員 ・鶴飼 康弘 委員 ・堂園 一仁 委員 ・市渡 しのぶ 委員
5.	欠席者	：	・村野 剛 委員 ・福里 由加 委員
6.	垂 水 市	：	・尾脇 雅弥 市長
7.	事 務 局	：	・二川 課長 ・羽生 主幹兼係長 ・市木 主査 ・隈崎 主事

事務局 1 … ただいまより、第1回垂水市総合開発審議会を開催いたします。皆様にはご多忙のところ委員の就任にご快諾いただき、また、本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

始めに、委員の出席状況についてご報告いたします。

委員総数 15 名のうち、村野委員、福里委員が欠席となりますが、13 名の出席で、垂水市総合開発審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数を充たし、本審議会が成立したことを報告いたします。

それでは、会次第 2 の「委嘱状の交付」でございますが、委員を代表して、佐野委員に委嘱状を交付させていただきます。

佐野委員におかれましては、その場で市長から委嘱状をお受け取りください。

ありがとうございます。

それでは、時間の都合上、他の委員の皆様方におかれましては、配布資料と併せてお配りさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

本審議会の任期につきましては、令和6年3月31日までとなっておりますので、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、会次第3の「委員紹介」でございますが、本日、ご出席の委員の皆様を事務局よりご紹介させていただきますので、名前を呼ばれましたら、その場でご起立いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに佐野雅昭委員、小栗有子委員、片野田拓洋委員、杉元浩一委員、森真由美委員、川筋貴子委員、宮下直弥委員、川井田守委員、鶴飼康弘委員、堂園一仁委員、市渡しのぶ委員。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会次第4の「市長あいさつ」でございますが、市長がご挨拶を申し上げます。

市長

… 委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しいところ、垂水市総合開発審議会の委員をお引き受けいただき、また、当審議会にご出席いただきましたことに、心から感謝申し上げます。

本市におきましては、平成30年に策定しました「第5次垂水市総合計画」に基づき、まちの将来像「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。

総合計画は、市の最上位の計画でございますが、本年度は5か年の前期基本計画の最終年度となり、本来であれば、後期基本計画の策定に着手する時期となります。

しかしながら、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰等により、市民生活や社会活動は大きく影響を受けており、先行きも不透明であることから、後期基本計画の策定を見合わせ、前期基本計画を2年間延長したいと考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、現行計画の期間変更について、ご審議いただくため、当審議会を開催させていただきました。

また、本日は、総合開発審議会に引き続き、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を開催させていただきます。

地方創生につきましては、平成27年度の国及び地方の「戦略策定」を経て、平成28年度から本格的な「事業展開」の段階に入り、全国の自治体におきましては、地域の特性を生かした、その地域にあった積極的な取組が進められているところであります。

本市におきましても、「道の駅たるみずはまびら」の整備をはじめ、地元の民間事業者、県内の大学等との産学官連携による地方創生に取り組んできたところでございます。

具体的には、鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島国際大学、そして、9月2日に鹿児島女子短期大学と連携協定を締結したところです。

現在は、「第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に関する様々な事業を展開しているところでございます。

本日の審議会では、第2期総合戦略の2年目となります、令和3年度実施事業の効果を検証していただき、その結果をしっかりと認識し、今後の地方創生の取組に反映していくことが、非常に重要であると考えております。

最後に、本市のまちづくりについて、紹介をさせていただきます。

垂水市の国道は、37kmあり、牛根境から霧島市に向かう国道については、連続200mm雨が降ると通行止めとなりますが、約300億円の予算が付き、解消される予定であり、霧島市まで安定的に通行できることとなり、安心・安全、命を繋ぐという観点でも非常にありがたいことです。

また、鹿児島大学医学部の大石先生を中心とした垂水元気プロジェクトについては、5年目を迎え、学会で発表するデータも出ており、少子高齢化の中で日本が抱える社会保障費の増大に対し、しっかりと予防していくことが、このプロジェクトの起点となっているところでもあります。

一方で、子育て支援を充実することも大切にしなければならない課題であります。垂水市で産み育てやすい環境をつくるという目的から、今村総合病院と連携させていただいているところです。

コロナ禍において、市内の小中学生においては、1人1台タブレットを持ち、本市のGIGAスクールの取組は、県内でも先進的な取組となっているところです。

色々な形で、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えながら、しっかりとまちづくりを進めていきたいと思っております。

人口減少社会の中においても垂水市の地の利を生かしながら、様々な事業を展開していく中で、ハード・ソフトの面で様々なご意見を賜り、より良いまちづくりができればと考えています。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見やご提案を賜りますよう、お願い申し上げ、開催に際しましての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

事務局 1

...

続きまして、会次第5の「会長及び副会長の選任」でございますが、垂水市総合開発審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選により定めるとあります。

まず、会長又は副会長に立候補していただける方、又はご推薦される方がいらっしゃいませんか。

各委員	…	(なし)
事務局 1	…	いらっしゃらなければ、事務局案を示したいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、担当より事務局案を申し上げます。
事務局 2	…	事務局の案といたしましては、会長は A 委員に、副会長は J 委員にお願いしたいと考えていますが、宜しいでしょうか。
各委員	…	(承認)
事務局 1	…	ご承認いただきましたので、会長は A 委員、副会長は J 委員ということで、今後の進行についてよろしくお願いいたします。 A 会長、正面の席へご移動をお願いいたします。 会長が席につかれましたので、会議次第 6 の「諮問」でございますが、市長から A 会長に対しまして諮問書をお渡しいたします。 A 会長におかれまして、その場でご起立ください。
市長	…	垂水市総合開発審議会条例第 2 条に基づき、第 5 次垂水市総合計画の期間の変更（案）について、貴審議会の意見を求めます。
事務局 1	…	ありがとうございます。 委員の皆様のお手元に資料 1 として、本日の諮問書の写しを配布させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。 それでは早速ですか、審議に入らせていただきます。 ここから先の議事進行につきましては、垂水市総合開発審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、A 会長にお願いしたいと存じます。 A 会長、よろしくお願いいたします。
A 会長	…	ただいま、議長を務めさせていただきます、A でございます。 よろしくお願いいたします。 また、J 副会長よろしくお願いします。 これだけの人数の会議ですので、ざっくばらんに、ぜひ忌憚のない意見を出していただければと思います。 それでは、審議に入っていきたいと思います。 審議事項 1 つ目です。 垂水市総合開発審議会の役割について、報告ということでございますけども、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局 2	…	本日はよろしくお願いいたします。 始めに、配布させていただきました資料の確認をいたします。 まず会次第、次に、右上に資料 1 と記載されました、先ほど市長より A 会長宛にお渡しいたしました諮問書の写し。 続きまして、右上に資料 2 と記載されました横向きの冊子、続きまして、同じく資料 3 と記載された横向きの冊子、あと、資料 4 に委員名簿、資料 5 が条例の写しということで参考資料として配布さ

せていただきました。

お手元にすべて揃っていますでしょうか。

それでは、審議 1 の垂水市総合開発審議会の役割につきまして、説明いたしますので、右上に資料 2 と記載されました横向きの冊子の方をご覧くださいと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして 1 ページ目をご覧ください。

今回皆様方をお願いさせていただきます、本審議会は、垂水市総合開発審議会条例に基づき、総合計画に関し、市長の諮問に応じ、審議していただく機関となります。

総合計画の概要については、後程ご説明いたします。

なお、主な審議事項として、資料に書いてありますとおり、2つの項目がございます。

まず、1つ目が、総合計画の策定プロセスや策定の考え方をチェックしていただきたいというものです。

次に、2つ目が、総合計画などについて、専門的見地からご審議いただきたいというものです。

今後、これらの役割を踏まえ、本審議会にご出席いただきたいと存じますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、ページをめくってください。

総合計画とは、どのような計画なのかということにつきまして、ご説明させていただきます。

総合計画を一言で表しますと、「まちづくりの羅針盤」となるものです。

将来、垂水市をどのような「まち」にしていくのか、そのためには、誰がどんなことをしていくのかを総合的かつ体系的にまとめたものであり、非常に重要な位置付けの計画となります。

ページをめくってください。

ここでは、総合計画策定の根拠についてご説明いたします。

本市では、これまでに 5 回総合計画を策定しております。

第 4 次までの総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項に基づきまして、市町村は、総合計画の策定義務があり、策定に際しては、議会の議決を経て定めるということが義務づけられておりました。

しかしながら、平成 23 年の「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、総合計画の法的な策定義務はなくなり、策定及び議会の議決については、市町村が独自に判断することとなりました。

資料の 4 ページをめくって、ご覧ください。

前のページでご説明させていただきましたとおり、総合計画の策定及び議会の議決につきましては、市町村が独自に判断することとなりましたが、市民の皆様に対しまして、まちづくりの長期的な展望を示すため、本市では策定することを決定いたしました。

そこで、平成 28 年に条例の一部改正を行いまして、総合計画を定める際は、市民の代表である市議会の議決を経て、策定することとし、「第 5 次垂水市総合計画」を策定したところでございます。

めくって5ページをご覧ください。

ここでは、総合計画の構成についてご説明いたします。

本市の現行の総合計画については、3層構造となっております。

ピラミッドの一番上の「基本構想」は、まちの将来像を実現するための基本的な方向性を示すものとなります。

次に、真ん中の「基本計画」は、基本構想で示された方向性を実現する基本的な計画であり、まちづくりの目標を踏まえた、政策の基本的な方向及び体系を示すものとなります。

1番下の「実施計画」が、基本計画の目標を実現するために実施する施策や事務事業を示すものとなります。

最後に、資料の6ページをご覧ください。

ここでは、現行の第5次垂水市総合計画の計画期間について、ご説明いたします。

始めに、青色の矢印、基本構想は、平成30年度から令和9年度までの10か年計画となります。

次に、オレンジ色の矢印、基本計画は、前期・後期に分かれておりまして、前期基本計画が平成30年度から令和4年度まで、後期基本計画が令和5年度から令和9年度までのそれぞれ5か年計画となり、途中で中間見直しを行うこととなります。

続いて、紫色の矢印、実施計画は3か年計画となり、毎年度ローリング作業を実施することで、最新の状況に見直しを行うこととなります。

以上で、垂水市総合開発審議会の役割に関する説明を終わらせていただきます。

議長
(A 会長)

… ただいま事務局から資料2についてご説明いただきましたけども、委員の皆様方からご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

これまでの復習といいますか、皆様方にもご協力いただいて、進めてきました審議会の役割について、もう1度、再確認いただいたということでございます。

条例に定める市長の諮問機関としての位置付けであると。

総合計画等について、それぞれの立場、専門的な立場からいろいろご意見いただいて、ご審議いただくということが定められております。

最後のところに、スケジュールが書かれておりまして、これが次の議題になっていくのかなと思いますけど、そんなところでよろしいでしょうか。

(各委員承認)

それでは、引き続きまして、審議事項の2つ目です。

第5次垂水市総合計画期間の変更についてでございます。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 2

… それでは、右上に資料3と書かれております、横向きの冊子をご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

次期総合計画の策定に向けてでございますが、先ほど説明させて

いただきましたとおり、現行の第5次総合計画、前期基本計画の期間は平成30年度から令和4年度までの5か年計画となっており、本来でありましたら、本年度、令和4年度中に後期基本計画を策定することとなります。

しかしながら、冒頭市長のご挨拶にもありましたように、コロナ禍、ウクライナ侵攻による物価高騰などの影響により、今後の中長期的な動向を見極めることが非常に困難な状況となっております。

また、本市には、全庁的な施策を掲載しているまちづくりの計画が、総合計画のほかに総合戦略という2つの計画があります。

この2つの計画の計画期間には、ズレがあるというような状況でございます。

なお、総合戦略という言葉が出てきましたけれども、この総合戦略につきましても後程、ご説明させていただきたいと思います。

このような理由から、後期基本計画の策定を見合わせることで、次期策定時に、総合計画と総合戦略を統合して、策定することなどを目的とし、計画期間につきまして、前期基本計画を2年延長、基本構想を3年短縮し、令和7年度を始期とする次期総合計画を策定したいと考えているところでございます。

めくって2ページ目をご覧ください。

ここでは、総合計画と総合戦略の位置付けについて、ご説明いたします。

左側の囲みの総合計画につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、中長期的な視点から総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針となる本市最上位の計画となります。

一方、右側の囲みの総合戦略につきましては、第5次総合計画の中で、まち・ひと・しごとの創生が重点プロジェクトとして位置付けられており、その実現に向けた取り組みをまとめた計画であり、また、地方創生、人口減少の問題に特化した計画となります。

なお、総合戦略につきましては、法律上、市町村の策定は努力義務となっておりますが、本市では、平成27年に総合戦略を策定し、その後、令和2年に第2期総合戦略を策定したところでございます。

めくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。

ここでは、計画期間の変更イメージにつきまして、ご説明いたします。

資料の上段に、現行の総合計画総合戦略の計画期間に関する図を掲載しております。

図の総合計画と総合戦略の計画期間を見ていただきますと、第5次総合計画は、平成30年度から令和9年度までの10か年計画であるのに対しまして、第2期総合戦略は、令和2年から令和6年までの5か年計画となっております。

このように、2つの計画の始まりの時期に、2年間のズレがございます。

2つの計画期間のずれを解消するために、総合計画前期基本計画を2年延長し、第5次総合計画の期間を3年前倒しさせていただきまして、令和7年度を始期とした「第6次総合計画兼第3期総合戦

略」を策定したいと考えているところです。

総合計画と総合戦略を統合して策定する理由につきましては、大きく挙げて2点考えております。

まず、1点目ですけれども、コロナ禍の影響により、地方移住や地方分散への関心が高まる中、地方創生の取り組みは、ますます重要になっておりまして、総合戦略と市政の最上位計画である総合計画を統合し、一体的に推進していくことで、地方創生の実効性を高めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の理由ですけれども、統合して策定することで、策定作業進捗管理、そういったものに係る庁内の職員の業務の効率化というものにも繋がると考えております。

めくっていただきまして、4ページ目をご覧ください。

ここでは、第5次総合計画期間変更の方向性について、ご説明いたします。

始めに、ピラミッドの1番上の「基本構想」ですが、コロナ禍による影響を踏まえましても、期間を3年間短縮することで、まちづくりの方向性が大きく変わるものではないことから、この部分につきましては、変更する必要性はないと考えています。

次に、真ん中の「基本計画」ですが、後期基本計画には、コロナ禍への対応や新たな生活様式などを踏まえた具体的な取組や指標を定める必要がございますが、先が見えない中では、公開講座等で市民の意向を把握する機会の確保もなかなか難しいというところがあり、そういったものの検討ができないことから、前期基本計画の計画期間をこのまま2年延長させていただきまして、目標値の再設定など、必要な見直しを行っていききたいと考えております。

1番下の「実施計画」につきましては、実施計画は3か年であり、毎年度見直しを行うこととなっていることから、変更後の前期基本計画の内容を踏まえまして見直しを行いたいと考えております。

最後に、5ページをご覧ください。

ここでは、総合開発審議会への諮問事項につきまして、ご説明いたします。

白色の囲みの部分につきましては、先ほどご説明させていただいた内容となりますので、赤色の囲みの部分を見ていただきたいと思います。

委員の皆様にご審議いただく中で、ご意見をいただきたい事項につきまして、記載させていただいてございます。

これは、事務局があくまで例として、掲載させていただいたものですので、ここに書いてあることにとらわれずに、ご意見をいただければと思っています。

資料に基づいた説明は以上となりますけれども、委員の皆様にご審議いただきたいポイントとしては2つございます。

1つ目が、第5次総合計画の期間を変更するということ。

2つ目が、令和7年度始まりとした、第6次総合計画、第3期総合戦略の2つの計画を統合した形で作成し、一体的に推進させていただきたいということ。

この2つになりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

議長

… はい。ありがとうございました。

(A 会長)

ただいま事務局から資料3に基づきまして、ご説明いただきましたけども、何かご意見ご質問等ございませんか。

計画期間変更ということでございますけども、今の事務局からありましたとおり、現在、新型コロナウイルス感染症が様々なところで色々な影響をおよぼしております、今、早急に何かを進めるといふ時期ではないということ、十分理解できるところだと思います。

また、総合戦略と一体化して考えていくというようなことも、これも先ほどありましたように、合理性、それから事務コストもそれで低減されることもあるでしょうし、逆に言うと、何でこれまでバラバラだったのかなあと個人的に受けとめておりますので、特段、ご意見がないようでしたら、次期策定時に総合戦略を統合するということも含めまして、計画期間の変更については、やむなしということでお認めいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員承認)

ありがとうございます。

ご承認いただいたということで、事務局の方から何かございますか。

事務局 2

… 計画期間の変更につきまして、ご審議いただきましてありがとうございます。

本日の審議会で委員の皆様からいただきました意見を反映し、今後、会長から市長宛に、本審議会の意見をまとめた答申をいただくこととなりますので、その答申の作成の方法について、皆様方にお諮りさせていただきたいと思います。

事務局といたしましては、本審議会の答申につきましては、9月末に市議会へ報告を行いたいと考えております。

事務局の都合で大変申し訳ございませんが、今後のスケジュール等を勘案の上、答申の作成につきましては、A会長に一任して、答申の作成後は、委員の皆様にご確認いただくという流れで進めていきたいと考えております。

つきましては、このような流れで進めてよろしいか、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

… ただいま事務局の方から答申の作成の手続きにつきまして、ご提案いただきました。

(A 会長)

この場でご承認いただければ私の方で進めさせていただいて、後ほど皆様方に、ご確認いただくということにさせていただきたいということでございますけども、よろしいでしょうか。

答申の内容も先ほど申しました通り、期間の変更と、それから総合戦略との統合化というような内容になるかと思います。

(各委員承認)

はい。

それでは、承認いただいたとおり本日の審議会でお知らせさせていただいたような内容で私の方で答申をさせていただきます。

		ありがとうございます。 それでは、事務局の方から、加えて説明する事項があるということでしたけども。
事務局 2	...	追加としてお配りさせていただきました資料について、ご説明させていただきます。 本日ご審議いただきましたとおり、前期基本計画の計画期間が2年延長することとなりました。 現在、総合計画に記載されております目標値は、令和4年度のものでございます。 2年間の延長に伴いまして、目標値の再設定が必要となります。 事業担当課におきまして、目標値の再設定を行ったものが、お配りさせていただいた追加資料になります。 具体的な事業についての説明は、省略させていただきますので、後程ご確認いただきたいと思います。 説明を終わります。
議長 (A 会長)	...	はい。ありがとうございます。 配布していただきました資料6ですね。 これが審議事項(3)のその他ということにさせていただきたいと思います。 この内容についてもご審議いただくということで、今説明いただいたとおりでございます。 期間延長に伴う目標値の再設定ということでございます。 これをご覧いただいた後で、もし何かあればまた事務局の方にお申し出いただくということで進めさせていただきたいと思いますが、何かこれにつきまして、今、ご意見、ご質問等はございませんか。
B 委員	...	総合計画を前倒しで策定されるということですが、その際の評価と目標設定との兼ね合いなどは、どのように考えていますか。
事務局 2	...	評価の方法についてということでしょうか。 それにつきましては、毎年度、各事業課におきまして事業の見直しをさせていただきまして、我々の方でも集約をしています。 審議会についてなんですけれども、今後も年に数回程度開催をしていく予定でございますので、そういった場でも各課が出しております目標値とそれに対する成果については、ご説明させていただきたいと思っております。 以上です。
C 委員	...	目標値の設定は積み上げなのか、単年度の設定なのか。 年度で目標値が減っているものがありますが、目標値の設定の方法について教えてください。
事務局 2	...	この令和4年度までの目標値といいますのが、今回の第5次総合計画を策定した段階で定めた目標値でございます。 それに対しまして、新型コロナウイルスによる影響など、色々なことが原因となっておりまして、なかなか目標値も、そもそもの設定の仕方がどうかということで、今回、令和6年度の目標値を考えるに当たりまして、これまでの目標値を勘案していますが、そうい

ったもろもろの事情も踏まえまして、再度、各課におきまして検討をしていただいております。

その結果、目標値が減っているということについては、ご指摘のとおりで、現状に即したところで、目標値を新たに再設定してくださいというようなお願いの仕方をさせていただいたことに対する結果でございます。

C 委員 … 総合戦略は何年ごとに策定していますか。

事務局 2 … 総合戦略は5年ごとということになっておりますけれども、今回、一体化することで10年ということ考えているところでございます。

議長 (A 会長) … はい。ありがとうございます。
目標値につきましては現状を実績とみなしながら、中には多少修正された目標もあるということでございます。
よろしいでしょうか。

B 委員 … 総合計画の評価で過去の市民満足度調査のアンケートなどを反映することは考えられたものでしょうか。

事務局 2 … 全くご指摘いただいたとおりでございます。
本来でしたら今年度中にその見直しをする予定でしたので、市民満足度調査の実施も検討しましたが、今回2年延長することになりましたので、市民満足度調査自体もこの2年の延長に合わせた形で行うこととし、次の総合計画に反映させていきたいと思っております。

E 委員 … 現在の地域の状況は、ワクチン接種が進んできたとはいえ、この2年間で失ったものはとても大きいです。
地域の住民間のコミュニケーション、地域の行事が壊滅的状況にあります。

これから地域に対する取組が動き出したときに、特に、高齢者の方々にどういう風に地域での活動を繋げていくかというのは、私にとっては重大な問題で、地域の方々が生き生きと過ごしなが、また、それを取り戻していける地域づくりを考えた方がいいのではと思います。

事務局 2 … ありがとうございます。
今日の会は、顔合わせの意味と今後こういった方向で進めさせていただきますというような会となりますが、今後、その具体的な計画を作っていく段階におきまして、どういうふうにつけていかも含めまして、皆さん方から意見を頂戴した上で進めさせていただきますと思っております。

今、ご指摘いただきましたことは、非常に大事なことでござい

すので、そういったことについても、計画の中に盛り込めるように考えていきたいと思いますので、また、今後ともご意見ご指導いただきたいと思います。

議長
(A 会長)

… ぜひ、そういった意見を実際の施策の中に反映させていただければと思います。

それでは、その他、他に無いということであれば、これで、審議事項は、全て終了しました。

議長の任を解かせていただきますので、事務局の方にお返しいたします。

事務局 1

… A 会長ありがとうございました。

本日の会は、委員の皆様方にお集まりいただきまして、顔合わせと、また、今回、大変重要な審議事項でございました期間の延長というところをお諮りさせていただきました。

本当にありがとうございます。

事務局として、今日、お諮りしました期間延長について、苦肉の決断というところで皆様方にお諮りしたところでございます。

現行、皆さんもご存知ですけれども、これらにおきまして、様々な取り組み、そして施策が国からも出されております。

刻々と変化しておりまして、後手後手に回っているのが実情でございます。

また、現在のところ、皆様ご存知の通り、デジタル化に向けての取り組みっていうところが、大変重要な施策になっています。

そういったところも国から方針が示されていない中で、次なる計画を策定するいうところがなかなか厳しく、今日、皆様方にお諮りさせていただいたところでございます。

デジタル化も含めてなんですけれども、国から方針が示されましたら、今後の垂水市の方向性、総合計画と総合戦略へどのように反映させていくかについて、総合開発審議会の委員の皆様方にお諮りさせていただきますので、引き続き、どうかご協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 1 回垂水市総合開発審議会を閉会させていただきます。

10 分間程の休憩をいただきました後、第 16 回垂水市まちひとしごと創生総合戦略審議会を開催させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次の会を 14 時 30 分から開催させていただきますので、しばらく休憩してください。

ありがとうございました。
